

教務規程

第1章 出欠について規定

(出席簿における出欠)

第1条 出席簿における欠席、遅刻、早退は、次のとおりとする。

- (1) 欠席とは、始業時間から就業時間まで登校がない場合をいう。
- (2) 遅刻とは、始業時間に遅れて登校した場合をいう。
- (3) 早退とは、終業時間より前に下校した場合をいう。

(授業における出欠)

第2条 授業に合計20分を超えて出席していないときは欠課として取扱う。

授業中の遅刻・早退は、合計3回をもって欠課1とする。なお、この場合の遅刻・早退は次のとおりとする。

- (1) 遅刻とは、授業開始後20分までに入室した場合をいう。
- (2) 早退とは、授業終了前20分以後に退室した場合をいう。

(公欠)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、校長の許可を得て公欠（出席扱い）とする。

- (1) 校長の認めた試験等を受験するとき。
 - ・進学・就職に係る試験の受験日や受験のための必要最小限の移動日
公欠の日数は次に定める。
 - 県内：受験当日
 - 関西：受験前日と当日
 - 関東：受験前日と当日
 - 備考：受験場の地理的条件や交通事情等で上の日数を越える場合は、
担任が事情を十分確認した上で教務課へ連絡し公欠扱いとすることができる。
- (2) 校長の認めた公式試合、行事、会合に参加するとき。
- (3) 非常事変等により登校が不可能と認められるとき。
 - ・一部地域における大雨・洪水・暴風・大雪等による通行遮断及び公共交通機関の運休（遅延等を含む）
- (4) その他、校長が認めたとき。

(出席停止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は出席停止とし、その日数を出席すべき日数から減ずるものとする。

- (1) 学校教育法施行規則第26条による懲戒のうち、停学を行ったとき。
- (2) 徳島市立高等学校管理規則第34条の理由（感染症）により校長が出席停止を命じたとき。
- (3) 学校保健安全法第20条により、学校の全部又は一部の休業を行ったとき。
- (4) その他校長が認めたとき。

(忌引)

第5条 生徒の親族が死亡した場合の忌引の日数は次に定める範囲とし、その日数を出席すべき日数から減ずるものとする。

- (1) 父母又は父母に代わるものが死亡したとき（5日以内）

- (2) 祖父母及び兄弟姉妹が死亡したとき（3日以内）
- (3) 曾祖父母及び伯叔父母が死亡したとき（1日）
- (4) その他参列が必要な親族の葬儀又は法要（1日）

第2章 成績評価規定

第6条 成績の評価は、次の各号を勘案して行うものとする。

- (1) 中間考査成績
- (2) 期末考査成績
- (3) 平常成績

第7条 成績の評価は、次の各号を勘案して行うものとする。

- (1) 観点別学習状況
- (2) 定期考査成績

第8条 成績評価の表示は、各教科・科目ごとに定める評価基準により行い、第1学期中間考査及び第2学期中間考査にあつては100点法により、第1学期期末考査及び第2学期期末考査にあつては、100点法及び観点別学習評価、学年末にあつては、観点別学習評価及び次の5段階評価による。当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価する。

(1) 観点別学習評価

各観点の規準に対する達成率によって「A、B、C」の3段階で評価する。

A	十分満足できる
B	おおむね満足できる
C	努力を要する

(2) 5段階評価

100点～80点	5	十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの
79点～55点	4	十分満足できると判断されるもの
54点～36点	3	おおむね満足できると判断されるもの
35点	2	努力を要すると判断されるもの
34点以下	1	努力を要すると判断されるもののうち、特に低い程度のもの

学年末評価が1の者は、当該科目の単位は不認定となる。

第9条 同一学期内において、病気等の事由により、学校の承認を得て中間期末いずれか一方の考査成績を欠いた場合は、客観的資料に基づき8割以下の見込点を与えるものとする。

第10条 病気等の事由により、学校の承認を得て1個学期の成績を欠いた場合は、他の2個学期の成績により8割以下の見込点を与えることができる。

第11条 考査中不正行為を行った者については、当該科目の考査成績を0点とするとともに、その後の当該考査を受ける資格を失う。

第12条 中途転入生についての取り扱いは、次の各号による。

- (1) 第1学期中間考査以前の転入生で、事情により中間考査を免除した者及び中間考査終了後の転入生については、以後の成績のみについて評価を行う。
- (2) 第2学期以後の転入生については、転入後の成績により評価を行う。

第3章 単位認定基準

第13条 各科目につき欠課時数が標準時間数の5分の1以下で、5段階評定が2以上の者について所定の単位を修得したものとみなす。

単位数	1	2	3	4	5	6
標準時間数	35	70	105	140	175	210
1/5上限時数	7	14	21	28	35	42
1/3上限時数	11	23	35	46	58	70

第14条 出欠・補講等については、次の各号による。

- (1) 手続きにより正当と認められた欠課が当該科目の標準時間数の5分の1を超え、3分の1以下の者は、第5章に定める補講規定により補講を受けて不足時間数を補うことができる。
- (2) 当該科目の欠課時数が標準時間数の3分の1を超える場合は、補講規定による補講を受けることができない。ただし、不登校生徒等については、別に定める。
- (3) 当該科目の遅刻・早退は3回をもって欠課時数1とする。
- (4) 授業に合計20分を超えて出席していないときは欠課とする。
- (5) 欠課届・欠席届の未提出又はその理由が明確でない場合は、正当な事由による欠課・欠席と認めない。

第15条 次の各号に該当する者は、原級留置とされ、当該学年の全科目等を再履修しなければならない。

- (1) 当該学年に履修した科目（過年度不認定科目を含む）のうち、3科目以上又は10単位以上の単位が不認定となった者。
- (2) 前条第2項に該当する者。

第16条 単位不認定科目を有する者で、前条各号に該当する者以外の者については、仮進級させる。ただし、単位不認定科目については追検定を受けなければならない。

第4章 再履修

第17条 第15条による再履修の期間は4月1日より翌年3月31日までとし、その間、前条までの規定はすべて適用される。

第18条 再履修の類型は、特別の事情がある場合を除いては指定される。

第5章 追検定

第19条 追検定は、第16条の規定により仮進級した者のうち、学校の定めた特別指導（補講等）の措置が終了した者に限り実施する。

第20条 追検定の実施時期は次の各号による。

- (1) 追検定は、原則として4月に実施する。
- (2) 特別の事情により受検できなかった者及び不認定者については、7月に実施する。
- (3) 第3学年における履修科目の追検定は、3月31日までに実施する。

第21条 単位不認定者は、年度始めに担任を通じて、教務課に追検定受検願を提出しなければならない。

第22条 受検者の当該科目の単位の認定については、職員会議の審議を経るものとする。

第6章 補講

第23条 補講は、第8条1項の規定により補講を受けることができる者のうち、補講願が提出された者のみについて行う。補講は、学校が定める時期に実施する。

第24条 補講の方法は、学校における講義及び実技を原則とし、他にレポート等によりその不足時数（欠課時数－標準時間数の5分の1）を補うものとする。ただし、不登校生徒等については、別に定める。

第25条 受講者の当該科目の単位認定については、科目担当教員が作成する補講実施報告書提出により職員会議の審議を経て認定する。

第7章 留学

第26条 留学については、別に定める。

第8章 雑則

第27条 ホームルーム活動及び総合的な探究の時間の出欠席時数の取り扱いについては、第13条及び第14条に準じる。